

# 医療費控除について

## 当施設の利用料金は、医療費控除の対象となります。

医療費控除とは

1年間に一定額の医療費を支払った場合、確定申告を行うことで控除としてその料金が戻ってくる制度。

医療機関を受診し『運動療法処方箋』発行の後、  
当施設で運動療法を行うと、利用料金が医療費控除の対象となります。

### 控除対象や条件

- 医師の運動療法処方に基づいて運動を行う
- 運動の頻度は週1回以上、期間は8週間以上継続する場合
- 医療費が年間10万円以上かかった場合
- 利用料が1回5,000円以下  
など

### 控除の流れ

- かかりつけ医等で医師により運動療法が適当と判断された場合、「運動療法処方箋」を発行
- 当施設に処方箋を提出し運動療法を開始・継続
- 当施設発行の「運動療法実施証明書」をかかりつけ医に提出し署名・捺印
- 確定申告の際、税務署に「利用料の領収書」「運動療法実施証明書」を提出

## 併設する丸太町リハビリテーションクリニックにて

診察・処方箋等の発行手続きが可能です。

※詳細はスタッフにおたずねください